

津波注意報・警報発令時の対応について

令和8年4月
新島村教育委員会

自然災害情報で、特に津波注意報が発令された場合について、次のように対応することを、教育委員会・学校で改めて確認し共有したいと思います。

情報	授業	在宅時	在校時・下校時
津波注意報 (20 cm以上1 m以下の津波が予想される場合において、予想津波高さ「1 m」として発表される。)	平常授業	① 教育委員会・学校より特に指示や連絡がない場合、安全に注意して、通常どおり登校する。 ② できる方は、車での送迎、保護者付添い等、より安全な方法での登校をする。 ③ 安全に登校することに危険がある、または不安な場合は、無理に登校しないで、学校に連絡する。 ④ 既に登校中においては、安全を確認しながら登校する。 ☆上記によらない対応が必要な場合、速やかに教育委員会及び学校から情報発信する。	① 通常どおり授業を行う。部活動や校外活動は中止する。 ② 下校時に注意報が解除されていない場合、注意報情報や地域の実情等を確認した上で、下校する。 できる方は、車での送迎、保護者付添い等、より安全な方法での下校を行う。 ③ 注意報や地域の実情に応じて、下校の対応をすることもある。 ☆上記によらない対応が必要になった場合、速やかに教育委員会又は学校から情報発信する。
津波警報 (津波予想高さが1 m超3 m以下の場合、予想高さ「3 m」として発表される。)	別途 「学校危機管理マニュアル」等により、また状況を判断し、必要な措置をとる。		

・この通知は、「新島村地域防災計画」及び「新島村災害対応マニュアル」「新島村津波避難計画」を踏まえて、教育部として、注意報段階の具体的な対応策を定めたもの。

・情報や状況の確認、対応の判断・決定等、必要が生じた場合は、教育委員会と学校とで協議し、速やかに支持・連絡する。(教委⇄学校長との連絡体制図による)